

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
 特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

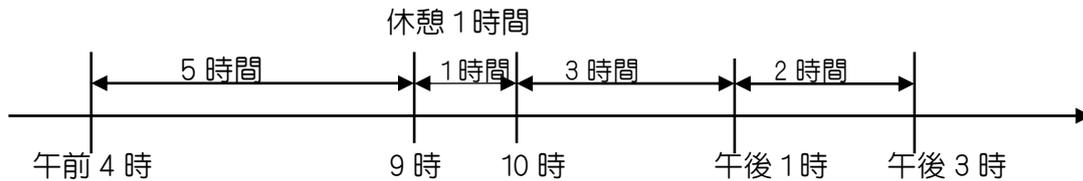


今日は、駅前の団子屋の事例です。
詳しくは、時間外労働と固定残業代について考えてみたいと思います。

事例 1

ある町の駅前に、だんご屋さんがありました。

そこで働いていた従業員によると、店は朝 4 時から作業が始まり、昼までに 1 時間だけ休憩がありました。その後は、午後 3 時まで働いていたということでした。



給料は、月額 22 万円、技術料 5,000 円、通勤手当 2,000 円、家族手当 3,000 円の合計 23 万円支給されていました。現に、その従業員の給料明細書を見ると、23 万円を書かれていました。

日 月 火 水 木 金 土

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
14	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26
28	29	30	31		

ここで、この給料明細書が正しいかを検討したいと思います。

- ①まず、午前 4 時から午前 5 時までは深夜労働になりますので、深夜の割増賃金 25%を支払わなければなりません。
- ② 次に、午前 9 時までに労働時間が 5 時間、午前 10 時以降は 3 時間+2 時間の 5 時間の労働をしたこととなります。そこで 2 時間の時間外労働に対する割増賃金を支払わなければなりません。

まず割増賃金の基礎となる賃金を考えます。

基礎となり賃金から除外することとなるものには、

家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当
 臨時に支払われる賃金、

1カ月を超えるごとに支払われる賃金があります。

そこで、このだんご屋に関していえば、

5,000 円のみが計算に算入されます。

$$1 \text{ 時間当たりの賃金額} = \frac{22 \text{ 万円} + \text{技術料 } 5,000 \text{ 円}}{177 \text{ 時間}} = 1,271.1 \text{ 円} = 1272 \text{ 円}$$

$$1 \text{ 時間当たりの時間外労働 } 1,272 \text{ 円} \times 1.25 = 1,590 \text{ 円}$$

深夜の割増賃金額 $1,272 \text{ 円} \times 0.25 = 318 \text{ 円}$

1日当たり 深夜分 $1,272 \text{ 円} \times 0.25 + \text{時間外 } 2 \text{ 時間} \times 1,272 \text{ 円} \times 1.25$
 $= 318 \text{ 円} + 2 \text{ 時間} \times 1,590 \text{ 円}$
 $= 318 \text{ 円} + 3180 = 3,498$

月額深夜と時間外をたすと、 $3,498 \text{ 円} \times 23 \text{ 日分} = 80,454 \text{ 円増}$

つまり、月額 $22 \text{ 万円} + \text{技術料 } 5,000 \text{ 円} + \text{通勤 } 2,000 \text{ 円} + \text{家族手当 } 3,000 \text{ 円} + 80,454 \text{ 円}$
 $= 310,454 \text{ 円}$ になります。

事例 2

ここで、固定残業代が 3 万円 支給されているとしますと、 $23 \text{ 万円} + 3 \text{ 万円} = 26 \text{ 万円}$ で給料の支給額は正しいかという問題があります。

まず、 3 万円 分は残業代何時間分かを計算をします。

$\frac{30,000 \text{ 円}}{1,590 \text{ 円}} = 18.87 \text{ 時間分} = 19 \text{ 時間分}$ に対応していることがわかります。

ひと月に1日当たり2時間の時間外労働が23日あるから、 $2 \times 23 \text{ 日} = 46 \text{ 時間分}$ 。

$46 \text{ 時間} - 19 \text{ 時間} = 27 \text{ 時間分}$ が従業員に支払っていないことになります。

$27 \text{ 時間} \times 1,590 \text{ 円} = 42,930 \text{ 円}$ が未払いということになります。

最後に、深夜労働に対する金額が加わります。 $1,272 \times 0.25 = 318 \text{ 円}$

$318 \text{ 円} \times 23 \text{ 日分} = 7,314 \text{ 円}$

実際の支払額は、 $23 \text{ 万円} + 3 \text{ 万円} + 42,930 \text{ 円} + 7,314 \text{ 円} = 310,244 \text{ 円}$ になります。

事例 3

給料は、月額 22 万円 、技術料 $5,000 \text{ 円}$ 、通勤手当 $2,000 \text{ 円}$ 、家族手当 $3,000 \text{ 円}$ の合計 23 万円 とだんごを作り時の能力給が 3 万円 支給されているとします。

能力給 3 万円 が、就業規則等にみなし残業代と記載されていない場合は、単なる手当とみなされます。以下の式は、能力給 3 万円 がひとつの手当とみなされた時の式になります

つまり、以下のような計算式が可能になります。

1時間当たりの賃金額 $= \frac{22 \text{ 万円} + \text{技術料 } 5,000 \text{ 円} + 3 \text{ 万円}}{177 \text{ 時間}} = 1,440 \text{ 円}$

1時間当たりの時間外労働 $1,440 \text{ 円} \times 1.25 = 1,800 \text{ 円}$

不足している支払い金額は

$= \text{深夜 } 1440 \text{ 円} \times 0.25 \times 23 \text{ 日分} + \text{時間外労働 } 1,800 \text{ 円} \times 2 \text{ 時間} \times 23 \text{ 日分}$

$= 8,280 \text{ 円} + 82,800 \text{ 円} = 91,080 \text{ 円}$

従業員に対しての支給額は $23 \text{ 万円} + 30,000 \text{ 円} + 91,080 \text{ 円}$

$= 351,080 \text{ 円}$ になります。